

公文書館だより

第51号

令和8年3月5日



竿燈



かまくら



大太鼓



八郎瀉千拓計画



建築当時の県庁舎

上の画像は当館に保存されている県政映画のDVDから抜粋したものです。県政映画は、祭や伝統行事の他にも、当時の県の取り組みや工事の様子、観光地の紹介、ニュースなどを収録している映像資料です。建築当時の県庁舎は、周りに何も無いことが見て取れます。DVDは約300本ほどあり、2階閲覧室で視聴することが可能です。視聴を希望される方は、カウンターの職員にお声がけください。なお、一部の県政ニュースについては秋田県のホームページで秋田動画ライブラリと検索していただくことができますので、そちらもご利用ください。

来年度の行事予定

◆企画展

●地域連携展

- 「昭和100年展(仮)」
(東成瀬村まるごと自然館)
5月30日～7月5日
(大潟村千拓博物館)
8月1日～12月27日

●本館展示

- 「昭和100年展(仮)」
(特別展示室)
(前期) 8月27日～9月23日
(後期) 9月26日～11月1日

●「大坂冬の陣と秋田藩(仮)」 11月5日～12月1日

◆公文書館講座

●古文書解読講座

- (入門編)
6月19日・7月17日
8月21日・9月18日
(応用編)
10月16日・11月20日・12月17日

●記憶の護り人養成教室

- 7月9日・9月10日
10月8日・12月10日

◆県政映画上映会

- 8月27日(木)・28日(金)

今後の情勢によっては変更の可能性
もあります。御了承ください。

令和8年度の古文書解読講座

当館は今年度全8回の講座を開催し、延べ218人に受講していただきました。入門編全6回の参加者数は延べ167人、応用編全2回は延べ51人の内訳でした。

本紙第48号と第49号でも紹介しましたが、入門編は全回受講を前提にした連続講座の方式で開催し、まったくの初心者から古文書のくずし字がある程度読めるまでを目指してステップアップしていくものです。

その次の段階にある応用編は、くずし字解読の経験をもつ方を対象に、歴史的背景の解説を交え、長めの古文書を講師とともに読んでいくものです。今年度は入門編である程度力を付けた方が応用編にチャレンジされた例もありました。

入門編は5月から7月、応用編は7月に開催し、ともに好評の内に終えましたが、受講者の間から「もっと古文書を学びたい」「一年中、古文書を学べる機会があればいい」という学びの継続を求める声が少ないから上げられました。

そこで、令和8年度の古文書解読講座は、本号「来年度の行事予定」

の日程で入門編4回・応用編3回の全7回を、6月から12月までのロングランで月一回、金曜日午前の時間帯で開催する予定です。

入門から応用まで全7回の連続講座とし全回受講が応募の前提ですが、古文書解読に熟達の方は応用編のみ選んだ連続受講も可能です。

4月中に入門・応用編各回の内容について当館HPやポスター・ちらし・SNS等でお知らせします。

4月中に先着順の定員30名で募集しますので、御希望の方はお早めにお申し込みください。



古文書解読講座 入門編のひとつ

【柴田 知彰】

今年度の「あきた県庁出前講座」

「あきた県庁出前講座」は、秋田県生涯学習推進本部が主催し、県民の要望に応える行政分野の職員を派遣し、専門知識と経験を元にして講座を開催する事業です。

令和7年度に当館で開催した出前講座は13件（1月末現在）です。その内訳は、次のとおりです。

①昭和史の中の婦人会（大曲婦人会）、②国鉄の動力近代化と大曲市（大曲史談会）、③公文書館所蔵資料にみる秋田（高齢者学級「南星大学」）、④秋田の戊辰戦争を学ぼう（秋田大学教育文化学部附属小学校）、⑤地域探究Ⅰ（秋田県立西仙北高等学校）、⑥県指定有形文化財「渋江和光日記」の世界（秋田市東部市民サービスセンター）、⑦地域探究Ⅱ（秋田県立西仙北高等学校）、⑧昭和史の中の婦人会（秋田県地域婦人団体連絡協議会）、⑨秋田藩の歴史を学ぶ「渋江和光日記」の世界（秋田寿大学）、⑩公文書館所蔵資料にみる秋田（女性学級「南部ひまわり学級」）、⑪国鉄動力近代化と生保内線ディーゼルカー導入問題（ルネッサンス角館・北家御日記解読会

・北浦史談会）、⑫戦争・軍功・恩賞身分論からみた秋田戊辰戦争（飯島塾）、⑬公文書館所蔵資料にみる秋田（秋田県職員退職者会仙北支会）などバラエティに富みました。

令和7年度の特徴としては、高校の地域学習、懐かしい古き県政映画の鑑賞、地域の郷土史学習などのほか、公文書館の役割や機能を学ぼうとする地域の方々からの要望がありました。当館所蔵の古文書や歴史的公文書を用いた講座とともに、公文書館のノウハウに関する講座もお引き受けいたします。

令和8年度「あきた秋田県庁出前講座」の案内は、県生涯学習課のホームページに上がります。お申し込みは直接当館にお願いいたします。

【保坂 誠】



④秋田の戊辰戦争を学ぼうのひとつ

秋田藩の刑罰規定
 「刑罰式」・「刑罰式附録」から
 紹介

今回は、秋田藩が編纂した「刑罰式」と「刑罰式附録」を取り上げます。これら二つの資料は写しがあり、複数の資料群に分かれて確認できます。「刑罰式」の写しは、「混架資料」「戸村家文書」「真崎文庫」「小貫家文書」などに含まれています。「刑罰式附録」の写しは、「郷土資料(A)」「東山文庫」などで確認できます。

「刑罰式」と「刑罰式附録」の編纂は、介川東馬が担当の「刑罰式編輯掛」として、評定一座の検討を経て、文化九年(一八一二年)八月に完成しました。このことは、「刑罰式」の末尾に記載されています。「刑罰式」の「凡例」に依ると、前例のうち、その時の検討によって刑罰式の本条に載せることが難しい件は、附録に載せているとあります。このことから、吟味を要する案件については「刑罰式附録」に収録されたことが分かります。「刑罰式」(混架14-15)からは、刑罰の日数、種類に関する規定を、また、「刑罰式附録」からは、特殊

な判例を紹介します。

「刑罰式」を見てみます。「二科日数積之事」には、処分の日数が載っています。「申立遠慮 三十日程」(自発的な謹慎)「被仰付遠慮 五拾日程」(謹慎の申し渡し)「逼迫百日程」「蟄居閉門 一年程」の日数の基準が掲載されています。また、「三 御仕置仕形之事」には、「遠慮」「逼塞・蟄居」「閉門」「改易」「追放」など、それぞれの処分の説明が記載されています。

「刑罰式附録」(A27-4-2)では、「御判紙焼失又ハ入染付候等二付料之例 付訳柄有之被相定候例」において吟味を要する事例を見ましょう。

右は知行御判紙下人ニ被盜取候ニテ改易、寛保三亥年二月 控刑之部

資料1では、小宅蔵人という人物が下人に「御判紙」(知行宛行状)を盗まれて改易という処分が下っています。「御判紙」の価値が重いとを物語っています。

川又武左衛門

右は支配御目付ニテ江戸在番中、宝暦九卯年閏七月七日洪水ニテ下中嶋一郷居宅流失、武左衛門子とも兩人致水死、老父を妻取扱立退候節知行御判紙取落し、当人共漸相助候ニ付、親類より御訴申上被御聞置、追て御書替之願申立候様被 仰渡、江戸ニおゐて武左衛門遠慮申上候所、実ニ無扱次第達 上聞御免之段被仰出候、同上

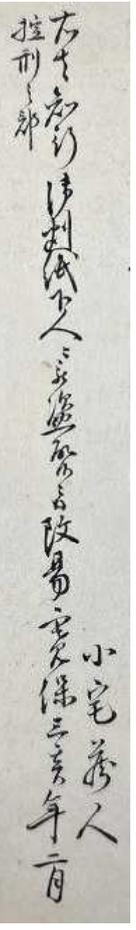
資料2では、江戸在番中の川又武左衛門にとって不在の時に不運なことが起きました。武左衛門は、洪水

によって「御判紙」を紛失したことで自ら「遠慮」を申し出ました。しかし、子ども二人を亡くし、妻が老父を助けている間「御判紙」を落としてしまった事情を親類が藩庁へ申し上げたことにより、武左衛門の遠慮は免除されています。

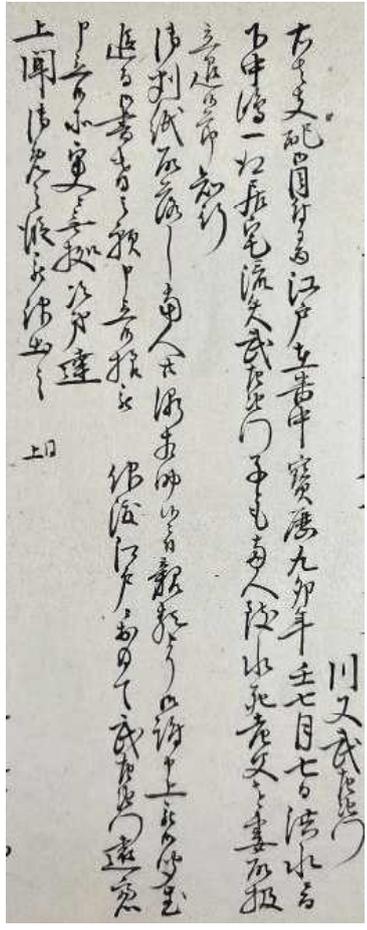
資料1と資料2の内容を比較すると、資料1では小宅が下人に「御判紙」を盗まれたことは自らの管理責任もあると考えられます。一方、資料2では、自然災害に見舞われ、さらに家族を助けていた時に「御判紙」を落としてしまった。藩の処分の判断が分かれたのは、管理責任と不可抗力の違いにあったのでしょうか。

【渡部 拓】

資料 1



資料 2



北家御日記に見える上浦泊野に関して



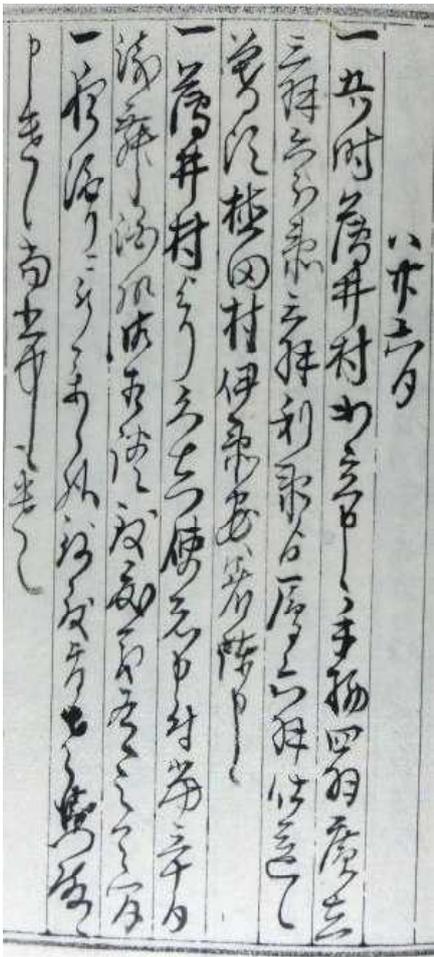
秋田県公文書館が所蔵する「北家御日記」には角館の当主の上浦方面

(平鹿・雄勝郡方面)への泊野(宿泊を伴った鷹狩)の記載が何か所か出てきます。ここでは、文政十年三月二十一日から四月三日にかけての上浦方面への泊野について紹介したいと思います。この時の北家当主は義術よむすと弟の広吉は供を伴って泊野をしました。この時の泊野について文政十年三月二十六日条

「北家御日記」六五二、写真)には次のように記載されています。

一五ツ時薄井村出立申候、手柄

い亦い亦い



四羽・広吉三羽・六郎兵衛三羽、利兵衛方雁六羽仕送候、暮頃植田村伊兵衛宅へ着陳申候

一薄井村より久吉使者申付、当日浅舞泊故御相談致度義有之候間、一夜泊りニ被參候様致度旨左衛門殿へ申遣候、尚書中も遣候

「同(三月)二十六日

五ツ時に薄井村を出発した。獲物は(私)四羽・広吉三羽・六郎兵衛三羽で、利兵衛をとおして獲物の雁六羽を仕送りした。暮頃植田村の伊兵衛宅に到着した。

薄井村から久吉に使者を申し付け、この三十日浅舞に泊るので御相談したいことがあり、一夜泊りにきていただきたい旨を左衛門殿へ遣わした。なお手紙も遣わした。」と読み取れる内容です。

この時の宿泊先を日記の記載をもとに順を追ってみると、三月二十一日角館出発大曲村多右衛門宅宿泊、次いで板井田村市兵衛宅、大友村、大森、薄井村嘉一郎宅、植田村伊兵衛宅、西馬音内村嘉兵衛宅、今宿村伊兵衛宅、東里村利兵衛宅、浅舞村小場道夢宿、阿気村、高梨村に宿泊し四月三日角館着。このように角館を発ち、主に雄物川沿いの地域を中心に大曲より南の平鹿、雄勝方面へ、角館から遠く離れたところまで広い範囲にわたって十三日間鷹狩していたことがわかります。村から村へ移動する途中で鷹場へ出て鷹狩をしていたようです。

他の年の上浦方面への泊野をみてもさまざまな村に宿泊しています。薄井村や浅舞村などには複数回宿泊しています。宿泊先は農民の屋敷が多かったとみられます。獲物は秋から冬にかけては雁や鴨中心で、この泊野の時は雁が多かったようです。

す。

獲物は、三月二十三日にはそれぞれ獲れた雁二十二羽・黒鴨一羽を角館へ送っています。二十六日はどこへ送ったかはつきりしませんが角館へ送ったことも考えられます。また、世話になった浅舞村の肝煎役人や宿泊した宿の主人などへお礼として雁や鴨を送り届けています。角館にもどってからは横手の戸村十太夫に雁二羽を送ったり、家老三人に一羽づつ与えたりするなど贈り物の品にしています。

このように日記から、出発した三月二十一日から角館へ帰った四月三日までの宿泊先の村名・宿泊先の相手の名前・手柄(獲物)など泊野の具体的な様子をうかがうことができます。

なお、文政十年三月の泊野では、義術が浅舞村で左衛門(南家当主義珍)と会っています。これは、その前年東家の午千代の死去に際し、鳴物停止のお触れが久保田から出されなかったことに対しての対応を二人で話し合うため、浅舞まで鷹狩に出かけた機会を利用して相談したようです。

【佐藤 一幸】

YouTubeチャンネル開設について

令和7年11月に「秋田県公文書館公式YouTubeチャンネル」を開設しました。当館が主催する行事や事業、所蔵資料の紹介などを発信することで、県内外の多くの方々に公文書館の魅力を伝え、認知度を高めることを目的としています。

令和8年2月現在、動画の掲載件数は「企画・連携展示」が3本、「閲覧室ミニ展示」が4本、「古文書読み解き動画」が5本、「活動紹介」が1本、「資料紹介」が1本です。

動画では、大潟村教育委員会との連携展示「記録資料にみる大地創造」で注目を集めた、村の設立時に公募された「新村名称募集一覧」や「干拓工事の写真」などをご覧いただけます。また、秋田県立図書館との連携展示「平沢常富とその時代」の動画では、秋田藩士としての平沢常富だけでなく、戯作者の朋誠堂喜三、狂歌師の手柄岡持としての資料など、展示の様子を紹介しています。現在、閲覧室では「大滝温泉」をテーマにした展示を行っています。1階エントランスホールでは、秋田藩家老・宇都宮孟綱の日記から大滝

温泉に関する記述を紹介し、2階閲覧室では日記に関連する「秋田藩士の宿割図」などを展示しています。

▼動画の一場面【2階閲覧室の展示風景】
2階閲覧室の展示風景



す。これら1階から2階へ続く展示の様子は、YouTubeでも公開中です。ぜひ動画で概要をチェックしたあと、展示室で実際の資料をじっくりとご覧ください。チャンネル登録をさせていただくと、最新動画の通知が届きますので、あわせて登録をおすすめいたします。

こちらのQRコードから、公式チャンネルへアクセスいただけます。

【渡部 拓】



公文書館講座「記憶の護り人養成教室」より

最終日に受講者が研究レポートを発表

公文書館講座「記憶の護り人養成教室」は、地域で古文書を解読し整理できる人材を養成することを目的に令和4年度から始めました。

基本的には当館の古文書を教材として、解読と整理の実践を行ってきましたが、4年目になる今年度は新たな試みを二つ行いました。

一つ目として、教室の初回で受講生全員に御判物(領知判物)を渡し、手に取って見てもらいました。将軍家から秋田藩主に下された御判物を教材として、古文書の様式や形態について学んでいただきました。

二つ目に、全8回の教室の終わりに、共通テーマを「身分」として、受講生に古文書を資料に使用した研究レ



▲研究レポート発表会の様子

ポートを発表してもらいました。最終回の12月11日(木)には、9本の研究レポートが発表されました。どの受講生も、初回でお願いした分量のA4判1枚に収まらない豊富で充実したレポートを作成されました。次々と紹介された興味深い資料、研究成果の数々は、講師や古文書チーム員を何度も感嘆させた素晴らしい出来でした。

【柴田 知彰】

記憶の護り人養成教室 研究レポート一覧

江戸時代の身分制度－肝煎の身分－
佐竹北家御日記から垣間見る武家の身分意識
身分制社会を象徴する古文書
身分制社会における百姓の交渉主体性 －沢内五ヶ村『傘連判状』を素材として－
農民の身分と北浦一揆
身分についての考察
身分の要素－家格・経済・個の知と技－
ふすまの裏張りとして発見された『証明書』から見る事ども
天保四年の飢饉からみる身分－秋田県内の史料から－

県職員による公文書館の利用

公文書館では、一般の方が閲覧するのと同様に、県職員が過去の資料を閲覧するケースも、もちろんあります。

県職員の利用件数は、令和7年度は1月までで66件。簿冊で数えると245冊です。

公文書館には毎年各課所の文書が引き継がれます。引き継がれた資料の中から県の重要な施策、大規模な工事、歴史的に残すべき公文書を評価選別し、保存か廃棄の判断をします。そうして保存された資料の中には、現在の事業に関わってくるものも存在します。

そんなときに、過去にさかのぼって調べてみないと分からない部分が出てきます。

- 主な利用例は、
- ・ 道路や河川の改修を行う際に、過去の土地境界確認や工事関係書類を確認する。
- ・ 過去に整備された設備を更新する際に、完成当時の工事関係書類を確認する。
- ・ 農業用地を整備する際に作成された換地計画書を確認する。

これら以外にも、様々な用途で利用されています。

公文書館に保管されている文書は、あくまでも引き継ぎを受けたものであり、原課で現在も利用されている文書（現用文書）は原課で保存・利用されています。いずれはこういった文書も公文書館に引き継がれることで、公文書館としての内容の充実が図られると思います。そうすれば、県の事業に活用するためのデータバンクとして、利用件数も増えることでしょう。 【中田 暁】

令和7年度の県職員利用状況

利用課所	回数	冊数
農林水産部関係	19	72
建設部関係	18	116
その他	29	57
合計	66	245

利用案内

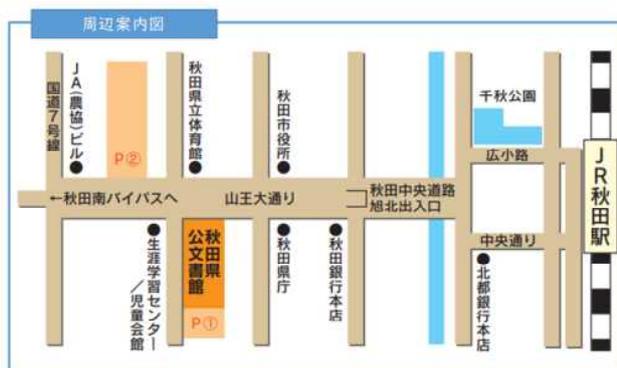
◆開館時間

平日 9時～19時
土日祝日 9時～18時
(書庫内資料の利用申請は17時まで)

◆休館日(令和8年度)

毎週水曜日(祝日の場合は木曜日)
年末年始 12月28日～1月3日
特別整理期間
6月11日～16日
12月3日～8日

休館日についてはウェブサイト、または当館内の掲示等でご確認ください。



編集後記

令和7年度は、NHK大河ドラマ「べらぼう」に登場した秋田藩江戸留守居役の秋田藩士「平沢常富」に関連した企画展を開催し、24日間で9、115人も多くのの方々にご覧いただきありがとうございました。

令和8年度も皆さんにより一層興味・関心を持ってもらえる魅力的な事業を行うよう努力していきますので、引き続きよろしくお願ひします。

【鈴木久】